

政令第 号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置  
法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項及び第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成三十三年三月」を「令和九年三月」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

## 理由

都道府県知事が、令和九年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準等が確保されるように窒素酸化物総量削減計画等を定めるものとする必要があるからである。